

平塚市社会福祉協議会 支援金等のご案内

平塚市社会福祉協議会では、民生委員児童委員の協力のもと、生計困難世帯や遺児等へ下記1～5の支援を行っております。お問合せについては裏面をご覧ください。

〈対象世帯〉

下記の1～3の支援対象は、収入条件などがあります。

目安としては、収入が生活保護法の基準程度であり、生活保護を受けずに自立している世帯です。

	支援名称	目的	内容 (予定)	対象要件 ※は対象外
1	小・中学校入学祝金 (調査1月：支給3月)	生計困難世帯に対して、小・中学校に入学する児童生徒の入学祝金、入学準備補助	小学校入学 30,000 円 中学校入学 40,000 円	諸事情による1年遅れ等も対象 ※生活保護世帯は対象外
2	中学校卒業祝金 (調査1月：支給3月)	生計困難世帯に対して、中学校を卒業する生徒の進学や就職準備支援として支給	中学3年生 20,000 円	※生活保護世帯は対象外
3	小・中学校修学旅行等 支度費助成金 (調査3月：支給5月)	生計困難世帯の小・中学生で修学旅行に参加する児童生徒の旅行支度費の一部を補助	小学6年生 5,000 円 中学3年生 10,000 円	※生活保護世帯は対象外
4	一般遺児激励金 (調査10月 ：支給12月)	遺児を励ますための激励金を支給し、福祉の増進を図る	1人あたり 15,000 円	18歳以下で保護者と死別した遺児 親戚等に養育されている場合も対象 交通遺児を除く遺児 ※生活保護世帯は対象外 ※保護者が再婚(事実婚含む)した場合や養子縁組がある場合は対象外
5	交通遺児等激励金 (調査1月：支給3月)	交通遺児等を励ますための激励金を支給し、福祉の増進を図る	1人あたり 15,000 円	交通事故等で保護者が死亡または重度障がいを負った世帯の18歳以下の子 事故当時、神奈川県内に在住 生活保護世帯も対象 一般遺児を除く遺児 ※保護者が再婚(事実婚含む)した場合や養子縁組がある場合は対象外
県社協の支援	かながわ交通遺児等 援護基金 (問合せ先) 神奈川県社会福祉協議会 045-312-4813	交通遺児等を励ますための見舞金・激励金等を支給し、福祉の増進を図る	見舞金 100,000 円 (事故当時、神奈川県内に在住しており、労働災害見舞金の給付を受けていない世帯に支給) 小中学校入学 50,000 円 中学校高校卒業 50,000 円 20歳を迎えた時 100,000 円 大学等入学支度金(要審査)	交通事故等で保護者が死亡または重度障がいを負った世帯の20歳未満(登録時)の子 事故当時、神奈川県内に在住 「重度障がい」は身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級を取得の方 生活保護世帯も対象

◆支給時期を過ぎたものについては対応できませんので予めご了承ください。

◆金額は変更する場合があります。

◆上記1～3の対象世帯には、慰問金を年1回(年末：二人以上世帯20,000円)支給しています。

【令和8年6月 保護者向け】

支援を受けるには…

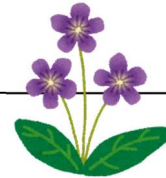
平塚市社会福祉協議会では、民生委員の協力のもと、生計困難世帯や遺児、障がい者、高齢者への支援として、慰問金や慰問品を支給しています。《支援内容や対象者は表面をご覧ください。》

「該当するかも…!？」と思われる方（世帯）は、地域の民生委員児童委員、または平塚市社会福祉協議会へお問合せください。

〈民生委員児童委員とは〉

法律により厚生労働大臣から委嘱された方です。地域に暮らす身近な相談者として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごとなどの相談に応じ、必要な支援への“つなぎ役”として活動しています。

*民生委員法により守秘義務が定められています。



◆民生委員児童委員による調査があります◆

- 生活状況や収入・支出状況、家族構成など必要事項をお伺いします。
- 調査の結果により該当しない場合もありますので、調査での聞き取りを含め、予めご了承ください。



※ご不明な点がございましたら、平日の午前8時30分～午後5時までに、下記へお問合せください。（メールは随時受付）



社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

地域福祉推進課 地域支えあい班

電話 33-3100 / FAX 33-6588

メールアドレス sasaeai@hiratsukasyakyo.net

ホームページ <https://www.hiratsukasyakyo.jp/>

